

山口県報

令和6年
3月29日
(金曜日)

目次

○規則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………一

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………一

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………二

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………三

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………四

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………六

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………七

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則（長寿社会課）……………九



老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十八号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和六十二年山口県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式の二中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

別記第三号様式の二中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、同様式の注2中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十九号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第七条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七条第二項を削る。

第十条第二項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条第三項を削る。

第十一条第一項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第十九条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に

掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第十九条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならぬ。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならぬ。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合は、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第十九条第一項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは「協力医療機関を定めておかなければならない。この場合においては、次の」と、「定めておかなければ」とあるのは「定めるよ

う努めなければ」とする。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十二條の二」に改める。

第五條第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六條第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第六條第二項を削る。

第八條第二項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条第三項を削る。

第八條の二中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第十九條の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 特別養護老人ホームは、医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十一條の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制

を常時確保していること。

二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第二十一条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならぬ。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合は、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第二章中第二十二條の次に次の一條を加える。
（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第二十二條の二 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第二十四條に次の一項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第二十五條第一項中第九號を第十號とし、第八號の次に次の一號を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十五條第二項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（協力医療機関に関する経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十一条第一項（改正後の規則第三十一条、第三十五条及び第三十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは「協力医療機関を定めておかなければならない。この場合においては、次の」と、「定めておかなければ」とあるのは「定めるよう努めなければならない」とする。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会に関する経過措置）

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の規則第二十二條の二（改正後の規則第三十一条、第三十五条及び第三十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の規則第二十二條の二中「開催しなければならない」とあるのは、「開催するよう努めなければならない」とする。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十一号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第七条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一號を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七条第二項を削る。

第九条第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

第十一条第一項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条第二項を削る。

第十二条中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。
第二十一条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合は、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第二十二条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第二十五条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項第二号及び第二十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二十二条第三項の規定は、適用しない。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十二号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

7 指定介護老人福祉施設（条例第四条第一項ただし書に規定する離島振興対策実施地域又は過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設に限る。）に指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業を行う事業所、指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合にあつては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に

行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第六条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条第二項を削る。

第十条第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

第十一条第二項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条第三項を削る。

第十一条の二中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第二十七条の二及び第二十七条の三中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第二十九条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第三十一条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

指定介護老人福祉施設は、入所者の症状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十一条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合は、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十二条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。
（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十六条の二 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第三十八条に次の一項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理に係る研修を受講するよう努めなければならない。
第四十六条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供され

るものをいう。)を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十条第一項第二号及び第四十六条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(協力医療機関に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第三十一条第一項(改正後の規則第四十五条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは「協力医療機関を定めておかなければならない。この場合においては、次の」と、「定めておかなければ」とあるのは「定めるよう努めなければ」とする。(重要事項の揭示に関する経過措置)

3 施行日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の規則第三十二条第三項(改正後の規則第四十五条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会に関する経過措置)

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の規則第三十六条の二(改正後の規則第四十五条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の規則第三十六条の二中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十三号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。
第六条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第九条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第九条第二項を削る。

第十一条第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

第十二条第二項中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条第三項を削る。

第十二条の二中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第二十五条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第二十六条の二及び第二十六条の三中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第三十三条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十三条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならぬ。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項

に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合は、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十四条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第三十七条の二 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、

介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第三十九条に次の一項を加える。
3 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第四十七条第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十一条第一項第二号及び第四十七条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(協力医療機関に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第三十三条第一項(改正後の規

則第四十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは「協力医療機関を定めておかなければならない。この場合においては、次の」と、「定めておかなければ」とあるのは「定めるよう努めなければ」とする。

(重要事項の掲示に関する経過措置)

3 施行日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の規則第三十四条第三項(改正後の規則第四十六条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会に関する経過措置)

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の規則第三十七条の二(改正後の規則第四十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の規則第三十七条の二中「開催しなければならない」とあるのは、「開催するよう努めなければならない」とする。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十四号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成三十年山口県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第九条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第九条第二項を削る。

第十一条第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

第十二条第二項中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条第四項を削る。

第十二条の二中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第二十五条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第二十六条の二及び第二十六条の三中「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第三十三条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

二 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十三条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護医療院は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合は、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十四条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。第三十七条の次に次の一条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第三十七条の二 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

第三十九条に次の一項を加える。

3 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第四十七条第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十一条第一項第二号及び第四十七条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(協力医療機関に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第三十三条第一項(改正後の規則第四十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは「協力医療機関を定めておかなければならない。この場合においては、次の」と、「定めておかなければ」とあるのは「定めるよう努めなければならない」とする。(重要事項の揭示に関する経過措置)

3 施行日から令和七年三月三十一日までの間は、改正後の規則第三十四条第三項(改正後の規則第四十六条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び従業者の負担軽減に資する方策を検討するための委員会に関する経過措置)

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、改正後の規則第三十七条の二(改正

後の規則第四十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の規則第三十七条の二中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十五号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第七十三号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日印刷
令和六年三月二十九日発行

発行人所

山口県知事